

公正取引実現に向けた 中同協の取り組み

齊藤 一隆

1 中同協の概要

中小企業家同友会は中小企業経営者の自主的な組織として1957年に創立された。現在、全国47都道府県に中小企業家同友会があり、約47,500人の会員が加入している。「三つの目的」（よい会社・よい経営者・よい経営環境）、「自主・民主・連帯の精神」、「国民や地域と共に歩む中小企業」という同友会理念の実現をめざして活動を行っている。中小企業家同友会全国協議会（略称・中同協）は、各都道府県の同友会の協議体として1969年に設立された。

「三つの目的」の一つである「よい経営環境」（中小企業をとりまく社会・経済・政治的な環境の改善）を進めるにあたっては、次のような基本姿勢（要旨）を掲げている。

- ① 厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組む。
- ② 経営指針（経営理念・10年ビジョン・経営方針・経営計画）の確立と全社的実践に努力し、21世紀型中小企業づくり（㊦お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、㊩労使の信頼関係が確立され、士気の高い企業）をめざす。
- ③ 企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動する。

- ④ 企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組む。エネルギーシフトによる仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦する。
- ⑤ 経営者自らの教育を含めた21世紀の最も貴重な資源である人材育成と次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努める。

2 価格転嫁の状況

日本経済の長期停滞、国際的地位の低下が続く中、日本経済再生の鍵は賃上げにあることが広く認識され、春闘での賃上げは近年になく進んでいる。一方、物価上昇がそれを上回り、2023年の実質賃金は前年比2.5%減と2年連続でマイナスとなっている。

多くの中小企業も賃上げに取り組んでいるが、十分な収益がない中で人材不足への対応などから「防衛的賃上げ」を余儀なくされている企業も少なくない。労働分配率は大企業52.4%に対して中小規模企業78.8%、小規模企業91.0%（2021年度、「2023年版中小企業白書」）となっており、限られた付加価値の中から人件費を捻出していることがうかがえる。

中同協が行った経営実態把握アンケート（2023年11～12月、回答者552人）で労務費上昇分の価格転嫁ができたかどうかを聞いたところ、「できていない」「1割未満」「1割～3割未満」を合

わせると約6割となっている（図）。

アンケートの記述回答では、次のような声が寄せられている。

- ・大手企業は、価格改定（値上げ）をすれば取引が無くなるかもしれないと言って来ます。値上げ＝取引中止を覚悟して値上げを要求します。（製造販売業）
- ・安くなければならず、コロナ前よりもっともっと安くさせられており、限界を超えている。（輸入販売業）
- ・材料はかなり進んだが、賃金や光熱費などの価格転嫁は進みにくい。申し出ても断られることがある。（製造販売業）
- ・7割程度の転嫁状況ではあるが、得意先が利益を圧迫されたり販売が減少したりする一因となっている為、販売量が減少している。よって、転嫁は出来ても収益が減る。（加工販売業）

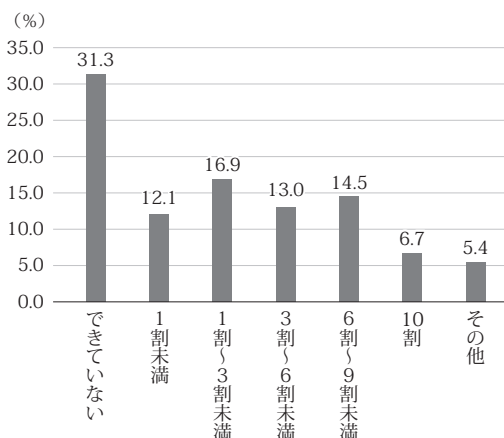
3 公正取引実現に向けた取り組み

中小企業憲章（2010年閣議決定）にも謳われているように、中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役である。雇用の大部分を支える中小企業の振興は、日本経済の安定的な発展と国民の暮らしの向上に不可欠である。多くの中小企業にとって厳しい経済状況が続く中、経営環境改善の取り組みは一層重要性を増している。以下、中同協で行っている公正取引実現に向けた主な取り組みを紹介する。

（1）政策要望・提言

中小企業の経営を守り発展させるための経営環境改善の運動として、毎年国への政策要望・提言（「国の政策に対する中小企業家の要望・提言」）を作成・公表している。公表後は、要望の実現に向けて中小企業庁や金融庁などの関係省庁、各政

図 労務費上昇分の価格転嫁の状況



党などと懇談を行っている。公正取引に関連した要望も毎年盛り込んでいる（別掲＝32頁）。

（2）日本経済ビジョン

中同協は2019年6月に「中小企業家の見地から展望する日本経済ビジョン」（以下「日本経済ビジョン」）を発表した。今日の日本経済が抱えている多くの構造的問題を解決するためには日本経済の構造的・質的な転換が必要である一方、政府などから発表されているビジョンや成長戦略などは、いずれも中小企業重視の視点は十分ではあるとは言えない。そのような現状を踏まえ、中小企業重視の立場からの日本経済の「将来の構想」「未来像」を提起したものである。

日本経済ビジョンでは、強靱な日本経済をつくるために、次の「7つの発展方向」を提示している。

- （1）多様な産業の存在と中小企業が発展の源泉となる日本経済を築こう
- （2）「国民一人ひとりを大切に作る豊かな国づくり」のための内需主導型経済をつくろう
- （3）地域内循環を高め、地域資源を生かした地域経済の自立化をめざそう
- （4）エネルギーシフトで持続可能な社会をめざそう
- （5）若者が人間らしく学び、働き、生きること

ができる労働環境をつくろう

(6) 大企業の社会的役割・責任が十分に発揮される社会を築こう

(7) 成熟社会とグローバル化に対応する新しい仕事づくり・産業づくりをすすめよう

6番目の「大企業の社会的役割・責任が十分に発揮される社会を築こう」では、公正取引に関連して次のようなことを提起している。

「日本経済の発展を図るために、大企業の社会的役割・責任が十分に発揮されるよう、特に地域経済や中小企業の発展に対する協力・貢献を明確に位置づけましょう。取引や競争などで公平で適正な条件・ルールが整備され、共存することがお互いに利益となるような社会をつくりましょう」

日本経済ビジョンの内容は毎年の政策要望にも盛り込み、その実現をめざしている。

(3) 韓国視察

中同協は、2019年5月に韓国視察を行った。目的の一つは、韓国の中小企業政策を学び、今後の政策提言・要望などに生かしていくことである。韓国では2017年に中小企業庁が格上げされて中小ベンチャー企業部（省）が設置され、中小企業政策にも力を入れていた。中小ベンチャー企業部や雇用労働部（省）などを訪問して担当者などから話を聞いた。要点は次のとおりである。

- ・韓国はこれまで基幹産業や輸出大企業中心の経済だった。そこから人を中心とした経済にパラダイム転換をしようとしている。企業の99%、雇用の88%を中小企業が占めている。その中小企業の活性化なくして人中心の経済に切り換えることはできない。人中心の経済こそ雇用を生み出し、家計所得を高め、経済成長を遂げることができると考えている。
- ・韓国では「甲乙関係」が非常に根強い。力のある甲、力のない乙。対等平等の「相生関係」

をつくろうとしているが、うまくできていない。

- ・中小企業政策の基本方向として、4つの戦略を挙げており、その中の一つが「大企業と中小企業の公正な取引の是正のための取り組み」。
- ・韓国では、大企業と中小企業との公正な取引が非常に重要だとクローズアップされており、「懲罰的損害賠償制度」が今年（2019年）7月から施行される。公正ではない取引で中小企業が損害を受けたら、その3倍の損害賠償ができるようになる。
- ・韓国では、若くて良い人材は、中小企業に入りたがらない。理由は大企業との格差の問題で、賃金などの処遇改善の支援が大切。中小企業の賃上げや雇用維持のため社会保険料負担の軽減など4つの支援施策を実施している。

以上のような取り組みは、日本の中小企業政策を考える上でも非常に示唆に富むものであった。この視察で得た知見を生かし、政策要望などに盛り込んでいる。

(4) ビジネスと人権

2011年に国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下「指導原則」）が採択され、各国で具体化が進みつつある。

中同協としても「指導原則」に以前から注目し、学習活動などを進めてきた。注目した理由は、①途上国等での人権侵害は、低賃金でつくられた安価な製品が先進国に流入し過度な低価格競争を促進することなどにより、中小企業の経営にも大きな影響を与えること。②日本国内での不公正取引は、中小企業の労働環境悪化の要因になっており、「ビジネスと人権」は中小企業にとっても重要な経営課題であること。③「人間尊重の経営」を長年実践してきた同友会にとって、「人権尊重」の流れは共通点が多く、歓迎すべきものであること、などである。

中同協は「ビジネスと人権に関する行動計画」作成に向けて、政府の円卓会議などにメンバーとして参画し、中小企業の立場から発言などを行ってきた。その際には、大企業と中小企業の公正な競争条件・取引関係をつくるのが中小企業での人権問題を考える際に必要不可欠であることを強調している。

おわりに

中小企業憲章は、中小企業政策の基本原則の4番目として「公正な市場環境を整える」を掲げ、「力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う」

ということを明記している。

さらに「行動指針」の4番目にも「公正な市場環境を整える」として「中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める」と掲げている。

日本経済が長期停滞から抜け出し、持続可能な社会へ構造転換を図るために、公正取引の実現は喫緊の課題となっている。

(さいとう かずたか・中小企業家同友会全国協議会
政策局長)

(別掲)「2024 年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言」

(2023 年 6 月公表、公正取引関連の要望・提言を一部抜粋・編集)

2. 公平公正な市場ルールを確立し、中小企業の価格転嫁が進むよう健全な競争環境の醸成を

- ①立場の弱い企業にしわ寄せされないよう中小企業の取引環境を改革し、逸脱した企業に罰則を強化し、公平・公正な取引環境の実現をめざす政策を推進すること。
- ②独占禁止法・下請法に基づくガイドラインの周知徹底と厳格な運用を進めること。
- ③公正取引委員会の権限と指導の強化を図るとともに、公正取引委員会の職員の増員を進めること。
- ④不公正取引発生に対する適正化措置として、企業名などのデータの公表を含む情報公開等の緊急対応体制と相談体制の整備を図ること。
- ⑤大企業の不公正取引により中小企業が損害を受けた場合、その3倍の損害賠償を請求できる制度がアメリカ（クレイトン法）や韓国（懲罰的損害賠償制度）で設けられている。日本でも過度な納期短縮、中小企業のノウハウ・情報の盗用、支払いの遅延などによる損害に対して、同様の「3倍額損害賠償制度」を創設すること。
- ⑥下請代金支払遅延等防止法の厳守等、下請取引適正化と下請中小企業振興法に定める振興基準の遵守を監視する特別の体制をとること。
- ⑦「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」（大規模小売業告示）を強化し、納入業者に対する優越的地位の濫用行為を禁止すること。
- ⑧大企業が下請企業や協力企業への手形発行は、正当な必要性を明記した「理由書」提示を義務づけること。
- ⑨手形の受け取りによって中小企業側に発生する支払利息や手形割引料などの経費は、手形発行側の負担とすることを義務づけること。
- ⑩下請代金の原則現金払い化を担保する制度を設けること。
- ⑪中小企業がキャッシュレス化に取り組もうとする際、大企業と比べてクレジットカード手数料が割高であるなどが障害になっているため、中小企業支援策を検討すること。